

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20260610	川吉運送株式会社（法人番号 9180301023401）代表 者小笠原新三	愛知県西尾市一色町一色 前新田171番地3	本社営業所	愛知県碧南市沢渡町242	輸送施設の使用停止 （131日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年10月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。17件の違反が認められた。（1）事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）、（2）事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号）、（3）事業計画事後届出違反（貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号）、（4）勤務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、（5）健康診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、（6）点検整備記録簿等の未記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）、（7）整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）、（8）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項）、（9）点呼の記録記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、（10）業務の記録記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、（11）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、（12）運転者等台帳の記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（13）運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（14）特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、（15）特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、（16）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（貨物自動車運送事業法第23条の3）、（17）事業報告書及び事業実績報告書未提出（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
2	20260610	株式会社マルカ商運 （法人番号 4190001010538）代表 者村岡和行	三重県松阪市久保町1913 番地20	本社営業所	三重県松阪市曾原町 2297-1	輸送施設の使用停止 （198日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年11月19日及び令和8年3月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(5)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	20	20
3	20260612	南濃運送株式会社(法人番号 4200003001888)代表 者中島由貴	岐阜県海津市南濃町安江 1460	本社営業所	岐阜県海津市南濃町安江 字半割1460	輸送施設の使用停止 （88日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和7年10月15日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20260612	株式会社轟(法人番号6200001015797) 代表者藤原昌人	岐阜県不破郡垂井町宮代字柚之木1287番地	本社営業所	岐阜県不破郡垂井町宮代字柚之木1287番地1	輸送施設の使用停止(36日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年6月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
5	20260617	大栄運輸有限会社(法人番号7190002005468) 代表者平野直人	三重県尾鷲市中川10-16	本社営業所	三重県尾鷲市中川1084-20	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和8年3月5日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)ホイールボルト折損等による車輪脱落事故(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
6	20260619	石昌運輸有限会社（法人番号 8200002006975）代表者石原泰守	岐阜県各務原市各務山の 前町4丁目326	本社営業所	岐阜県各務原市各務山の 前町4丁目326	輸送施設の使用停止 (200日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年6月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	20	20
7	20260622	株式会社ハマイチ荷役（法人番号 3080401018878）代表者越田充浩	静岡県浜松市中央区篠原 町11158番地の2	本社営業所	静岡県浜松市中央区篠原 町11158番地の2	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 法第15条第3項	令和8年4月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
8	20260622	名昭産業株式会社（法人番号 8180001013612）代表 者戸田貴彦	愛知県名古屋市中区天道 町4丁目20番地	本社営業所	愛知県名古屋市中区天道 町4丁目20番地	輸送施設の使用停止 （10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第6条第1 項第1号及び第2号	令和8年2月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
9	20260623	サンワ産業株式会社 （法人番号 2200001007716）代表 者三輪康光	岐阜県各務原市川島小網 町1900-75	本社営業所	岐阜県各務原市川島小網 町字本田浦1900-75	事業停止(3日間)及び 輸送施設の使用停止 (103日車)並びに文書 警告	貨物自動車運送事業 法第8条第1項	令和7年8月7日及び令和7年8月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録改ざん(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(14)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条)	34	34

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
10	20260623	有限会社高井重機(法人番号 1200002002766) 代表 者高井直孝	岐阜県岐阜市上土居4丁目6番14号	本社営業所	岐阜県岐阜市上土居4丁目6番14号	輸送施設の使用停止 (230日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年10月29日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)。(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)。(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)。(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)。(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)。(6)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)。(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)。(8)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)。(9)営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	23	23
11	20260624	伊勢志摩陸運有限会社(法人番号 3190002011825) 代表 者竹内廉	三重県度会郡玉城町坂本23番地1	岐阜営業所	岐阜県羽島郡岐南町伏屋3丁目224番地	輸送施設の使用停止 (114日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年11月6日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)。(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)。(3)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)。(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)。(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)。(6)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	29	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20260624	めいそう物流株式会社 （法人番号 8190001024856）代表 者渡邊孟紀	三重県三重郡川越町大字 豊田648番地7	本社営業所	三重県四日市市天が須賀2 丁目1676番1	輸送施設の使用停止 （70日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第2号	令和8年3月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。